

補遺

平成 27 年 3 月
(株) 日本法令

「パートタイム労働法の一部改正」について

パートタイム労働法の一部改正に伴い、平成 27 年 4 月 1 日より事業主がパートタイム労働者を雇入れたときに、「雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を文章の交付などにより明示することとなりました。

つきましては、以下 3 点の書式をご利用になるお客様は、各書式に設けられている“その他欄”に「相談窓口」を追記してご使用いただけますようお願い申し上げます。

相談窓口の明示の具体例としては、①相談担当者の氏名、②相談担当の役職、③相談担当部署などが考えられます。

【関連書式】

労務 20 雇用契約書

労務 20-N 雇用契約書〈職務上の注意事項（服務心得）つき〉

労務 20-1N 労働条件通知書